

国立青少年教育振興機構 令和7年度計画

（序文）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、令和7年度における業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

基本方針

令和7年度は、中期目標期間の最終年度にあたり、また、次期中期目標期間がスタートする令和8年度に向けた準備とする年に当たることを意識し、文部科学省の中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（平成30年12月21日中央教育審議会答申）等を踏まえ、青少年教育のナショナルセンターとして、健全な青少年の育成に資することを目的に、体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝える運動を推進するため、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以下「青少年教育指導者等」という。）及び青少年を対象とした事業の実施、研修利用に対する指導・助言等の研修支援、青少年教育関係機関・団体等との連携促進、青少年教育に関する調査研究、青少年教育団体が行う活動に対する助成を実施するとともに、地域の実情や青少年を取り巻く環境に応じ、安全安心な体験活動や集团的宿泊活動の機会等を提供し、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図る。

また、上記の目的を実現するため、「機構の経営の最適化及び戦略的展開」を重点課題として認識し、「財務の健全化及び施設経営の最適化を通じた持続的かつ安定的な機構の経営の実現」を目指すとともに、こうした経営課題を解決するため、「人的資本の戦略的強化」及び「利用者の利便性の向上を前提とする経営の効率化に向けた業務の抜本的な見直し」等を推進する。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進

青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、教育事業等に携わる職員の戦略的かつ計画的な育成及び配置、青少年教育研究センターを核とした「先導的な教育プログラムの開発」、「研究成果をもとにした地方施設での実践及び効果的なPDCAサイクルの確立」並びに「大学や公立施設等の多様な機関との連携の充実による研究開発機能の強化」など、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図り、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業等を実施する。このような目的を実現するため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動及び青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。

なお、教育事業については、平均80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」（以下「満足」という。）を得られるよう、参加者アンケートを踏まえた見直しを行い、事業の改善を図る。

（１）青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進

青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、教育事業や研修支援等を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。

（α）「体験の風をおこそう」運動の推進

社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年教育団体等と連携して、以下の取組を進める。

- ① 体験活動の重要性に関する広報資料の作成及び配布に加え、Web 等を活用し、関係機関や保護者等に体験活動の重要性に関する広報活動を展開する。
- ② 年間を通して「体験の風をおこそう」運動に賛同し、全国で実施される青少年教育団体等の事業情報を集約・発信することで、青少年の体験活動の機会と場を提供する。
- ③ 体験活動の重要性に関する普及・啓発及び体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指し、各地域において、青少年教育関係機関・団体、企業等と連携しながら「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組む。

また、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動をより一層推進するため、実行委員会の未設置県に対し、機構本部及び近隣施設が働きかけ、本運動を全国的に展開する。

（β）「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会事務局として、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するための普及啓発等の広報活動に取り組むとともに、施設においても基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動に取り組む。

（γ）社会の要請に応える体験活動等事業の実施

社会の要請に応える体験活動を推進するために、青少年教育のナショナルセンターとして事業内容を厳選したうえで、「親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などの各種体験活動に親しむ機会と場を提供する教育事業」や、「青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業」、「体験活動の意義を踏まえた防災学習や環境学習などのSDGsの実現に寄与するESDに対応した教育事業」、「健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業」などを実施する。

（２）青少年教育に関するモデル的事業の推進

次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的体験活動を推進するため、最終年度には、各地方施設が実施しまとめてきた実践研究事業の成果等を、広く青少年教育関係者等へ発信する。

さらに、高校生を対象に地域探究プログラムを通じた地域学習と実践活動（全国高校生体験活動顕彰制度）を実施するとともに、防災・減災教育、SDGsを意識し、ESDの

基本的な考え方をを用いた体験活動など、研修支援における活動プログラムで実際に使用した教材や指導案などの学習方法を広く青少年教育関係機関・団体等へ発信する。

（３）課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ＡＤＨＤ等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援するため、企画段階から専門機関等と連携・協力し、異なる対象やテーマのもと、計画的かつ将来を見据えた体験活動事業を実施する。なお、実施に際しては、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力など焦点を定め、参加する青少年の状況を踏まえた事業運営を行うことにより、質の向上を図る。

また、豪雨、地震などの災害があった場合、子供の心のケア、地方公共団体等が行う居場所づくりの支援などの被災地からの要望やニーズに対し、リフレッシュキャンプの実施において、現地の自治体や関係団体等と共同して青少年を支援する体験活動等の提供を行う。

（４）グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

今後、経済社会システムのグローバル化が引き続き進展すると考えられることを踏まえ、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年の段階から世界の動向に関心を持ち、グローバル人材として活躍できる機会を得られるように、「①海外の青少年及び青少年教育指導者等との交流事業」、「②国内での国際交流事業」を実施する。その際、事業に参加した日本人参加者から、グローバルな環境に関心を持つ率として、平均８０％以上を得られるようにする。

２．青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

青少年に良質な体験活動の機会と場を提供すること等を通じて青少年の健全な育成を実現するためには、資質・能力の高い指導者を戦略的かつ計画的に養成することが必要不可欠である。青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図るため、人づくり、つながりづくり、地域づくりという側面に留意した教育事業を展開するため、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均８０％以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、質の高い事業を実施する。

（１）青少年教育指導者等の研修事業の推進

青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象に、青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的研修事業を東日本・西日本でそれぞれ２か所４事業以上実施する。

また、官民共同の指導者認定制度である自然体験活動指導者養成事業、体験活動安全管理研修事業等を実施し、抽出調査により研修後の実務に対する有効度が７０％以上となるようにする。

（２）読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進

絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を５０人以上養成し、個人やグループ活動の支援をしながら養成後の活動実績が５，２６５回を超えるようにする。

さらに、大学、短期大学、専門学校等と連携の上、認定絵本士養成講座の認知度を高めるとともに、各機関が確実に実施できるようにする。

（３）ボランティアの養成・研修の推進

青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業等を各施設で実施し、１，１３７人以上養成する。

また、ボランティアの活動機会の増加を図り、学びと活動の循環をしながら成長できるよう、各施設で定めた育成ビジョンの更新や自主企画事業の推進、他施設のボランティアとの交流などを活発化することにより、ボランティア登録者の活動回数が４，８８０回以上となるよう支援を行う。

なお、ボランティアを支援するボランティア・コーディネーターの資質・能力の向上を図るための研修を併せて実施する。

３．青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用者の研修目的が達成されるよう努める。

なお、利用者サービスの向上に取り組み、毎年度平均７３％以上の利用団体から４段階評価の「最上位評価（リピート意向）」を得られるようにする。

（１）研修利用の充実

青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進するため、全国２８施設において「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、特別に支援が必要な青少年の受入について適切な配慮を行ったうえで、全国２８施設で青少年人口（０歳～２９歳）の１割程度の利用実績を確保する。

上記の目標を達成するため、利用者のニーズや利用実態を的確に把握し、訴求力の高い多様な広報活動や利用促進活動等の一層の充実に努める。

（２）研修に対する支援の推進

地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせや研修利用の場において、青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言、プログラムの提供等の教育的支援を行う。

また、学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校教育との連携の強化、「主体的・対話的で深い学び」の視点から開発及び改善されたプログラムを青少年教育関係機関・団体等へ発信するとともに、ねらいにあった指導方法を見直すなど改善を図り、利用団体に対する研修支援の質的向上及び推進を強化する。

なお、活動プログラムを利用した８０％以上の青少年団体から活動プログラムのねらいに対して「有効」との評価を得られるよう職員等の指導力の向上を図るとともに、地方施設を利用した小中学校から集団宿泊体験活動に関する効果を把握する。

さらに、活動プログラムの特性に応じて外部研修指導員を活用するとともに、危険度の高い活動プログラムの改善や、使用する設備や備品の管理、整理整頓などを日頃から行い、安全安心な活動環境づくりに取り組む。

4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

青少年に関する関係機関・団体相互の効果的かつ効率的な連携を促進し、青少年教育の健全な育成に資するため、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の質の高い事業を4事業実施し、青少年の健全な育成に関する取組の全国的な普及促進を図るとともに、地方施設においても青少年教育関係機関・団体等との連携を深め、広域的な事業の充実を図る。

また、青少年教育に関する効果的な取組事例等の情報共有や、青少年教育関係機関・団体等が抱える諸課題等の協議や最新情報の共有等の場における活発な意見交換を通じて、我が国全体の青少年教育の質的向上に貢献する。

5. 青少年教育に関する調査研究

体験活動の重要性等青少年教育に関する基盤的調査研究及び課題別調査研究を国内外で実施し、その成果を広く提供を行う。

(1) 基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的实施

- ① 「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和7年度調査）」を実施する。
- ② 「体験活動を通じた子供の育ちに関する調査研究」を引き続き実施する（4カ年計画の2年目）。
- ③ 国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査を実施する。
- ④ 日本と他国の高校生の意識に関する比較調査（令和7年度調査）を実施する。
- ⑤ 日本と他国の高校生の意識に関する比較調査（令和6年度調査）の結果を取りまとめて公表する。
- ⑥ 全国の青少年教育関係施設等に関する調査（令和6年度調査）の結果を取りまとめて公表する。
- ⑦ 青少年の課題に即した実践研究を青少年教育施設や関係団体等と連携して実施し、その成果を取りまとめて公表する。

(2) 調査研究成果の普及及び活用

- ① 体験活動の重要性等に関する調査結果などの調査研究成果の普及に向けて、紙媒体のとりまとめ資料のWeb掲載や、YouTubeチャンネル等のSNS等を効果的かつ効率的に活用する。
- ② 機構が実施した調査結果については、個票データをデータベースに追加するなど、ホームページ等を活用して広く提供するとともに、それらの活用状況の把握に取り組む。
- ③ 調査結果に関する記事を雑誌等のメディア媒体に積極的に掲載するほか、全国規模の会議や地方自治体主催研修等での発表及び説明並びに講座等での機会を積極的に確保し、調査結果の普及に努める。
- ④ 国立の青少年教育施設や関係機関・団体、公立青少年教育施設等と効果的に連携して青少年教育に関する実践・調査研究等の普及促進を図る。

6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成

青少年教育団体が行う体験活動や読書活動に対して助成金を交付し、40万人程度の子供に活動機会を提供する。

また、応募件数の増加を図る観点から、全国の中間支援組織等とも連携した広域的な広報活動を行うとともに、事業内容の質の向上の観点から、助成団体の事業運営を支援するため、他団体のもつノウハウ等を共有するなど、助成団体の運営をサポートする。

なお、助成団体の助成に関する各種手続き等が効率的、円滑に実施できるように助成業務に関するプロセス等の見直しを検討し、また、助成団体の選定にあたっては、外部有識者で構成する委員会を設置し、選定基準を定めて客観性の確保に努める。助成団体のコンプライアンスについては、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。

7. 共通的事項

(1) 広報の充実

- ① 教育事業や研修支援の実施状況、調査研究の結果等の機構の取組については、ホームページを通じた広報活動を強化（目標；ホームページ総アクセス件数 550 万件）すること及び、既存のマスメディアへのプレスリリースの充実、SNS 等の効果的かつ効率的な活用等を通じて、広報活動を充実・強化する。
- ② 広報活動の充実・強化に際しては、機構の職員の広報に関する知見やスキル等の強化・向上に向けた人材育成を充実させるとともに、機構本部及び 28 施設それぞれの取組のシナジーが発揮され、広報効果が最大化するように取り組む。
- ③ 28 施設を中心に、令和 6 年度より 28 施設に設置した広報キーパーソンの活躍の場を充実させ、職員の広報マインドを強化し、青少年教育関係機関・団体等に向けた各施設の日常的な広報活動が持続的かつ安定的に展開され、広報効果が最大化され、28 施設の利用が一層促進されるように取り組む。
- ④ 青少年教育における体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する各種啓発資料等の関連資料を、全国規模の会議やイベントを通じて関係機関・団体や保護者等へ配布し、また、機構の取組に賛同する企業との適正かつ効果的な連携を促進する取組の強化に努め、機構のプレゼンスの向上・強化を実現し、機構の利用者の増加や自己収入の増加につなげる。

(2) 各業務の点検・評価の推進

各業務及び事業に関する PDCA を強化・充実するため、対象者や団体向けのアンケート調査等をもとに、ニーズや改善要望等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。

また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評議員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。

(3) 各業務における安全性・リスクマネジメント体制の確保

利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図るため、持続的かつ効果的なリスクマネジメント体制を強化・維持する。また、職員のリスクマネジメント意識を常時維持・向上させ、更なる安全の実現に関する情報の速やかな共有に努め、以下の方策等を通じて、安全の実現のためのリスクマネジメント体制の実効性を高める。

- ① 「安全管理マニュアル」や「危険度の高い活動プログラム安全対策マニュアル」等に関し、随時改善・充実を図り、リスクマネジメントに関する取組の推進を図る。
- ② 日常的な施設設備及び教材教具類の保守点検・改善整備を実施し、その状況を関係者で共有し、安全面からの実効性を確保する。
- ③ 安全管理情報の共有化を図るための「事故データ集」を改訂・配布し、安全管理・リスクマネジメントの観点からの検討を行い、リスクマネジメント体制の実効性を高める。
- ④ 青少年教育関係機関・団体等や民間企業と連携し、国公立青少年教育施設職員や青少年教育関係機関・団体等のリスクマネジメント意識の向上及び指導技術向上のための安全管理研修を実施する。

（４）ＩＣＴの利活用

学校におけるＧＩＧＡスクール構想（児童生徒１人１台端末の実現等）など、今後、新しい技術を活用した多様な学びが一層進展していくこと等を踏まえ、ＩＣＴを効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動とＩＣＴの利活用の在り方を具体化する。

また、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議・研修など、オンラインを活用した会議の導入を促進する。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

Ⅰ．業務の効率化

（１）一般管理費等の最適化

青少年教育の持続的かつ安定的な普及促進を実現するため、施設の利用実態及び機能・設備等の状況、将来の利用予測等に基づいた施設経営の最適化に努め、一般管理費及び業務経費の最適化を図る。

- ① 施設の利用実態や機能・設備の状況等に応じて、施設の利用方法や運営方法を改善し、変動経費（水光熱費や燃料費等）や業務委託経費、その他の契約関係経費等の削減を行う。
- ② 自動車維持費や会議費、旅費交通費、通信費等の物件費等の削減を行う。
- ③ 上記以外の一般管理費についても、リスクマネジメントやコンプライアンス等に関する業務を考慮しながら、聖域ない見直しを行い、一般管理費の不断の削減に努める。

（２）人件費管理の適正化等

機構における業務の見直しに応じて、要員計画の見直し・効率化及び職員の専門性に応じた育成計画の見直し等を積極的に行うとともに、事業の実施方法の見直しや業務の内容・プロセスの効率化等により超過勤務手当の削減を行うことによって、人件費総額の適正化を図り、併せて政府における人件費削減の取組や独立行政法人制度改革等を踏まえた給与水準の適正化及び適切な福利厚生関連施策の実現を図る。

（３）調達及び契約の適正化

調達の合理化及び最適化の観点から、施設の利用実態や機能・設備等の状況等に応じた調達を行うように努める。

また、契約監視委員会によるチェックのもと、一者応札の点検・見直し及び調達に関するガバナンスの徹底等に取り組むことにより、公正性・透明性の確保に努める。

（４）間接業務等の共同実施

国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、機構の４法人において、効果的・効率的な業務運営のため間接業務等の共同実施の取組を費用対効果を検証しつつ推進する。

（５）保有資産の見直し

保有資産については、各施設の利用実態等を把握するとともに、その必要性や規模の適正性についての検証を行い、適切な措置を講じる。

（６）業務の内容・プロセスの抜本的な見直し及びデジタル化・オンライン化

- ① 利用者の利便性向上及び迅速な業務遂行のため、利用申込等に関する内容及び手続き等を抜本的に簡素化・見直しを行い、併せてデジタル化及びオンライン化の活用を検討する。
- ② 職員の業務内容及びプロセスの効率化の観点から、業務全体に関する抜本的な見直しを行い、不要不急の業務を削減することにより業務の標準化及び均質化を実現し、併せて業務のデジタル化及びオンライン化を活用するとともに、多様な働き方の実現に向けた環境整備を行い、職員の業務研修及び習熟化の実効性及び効率性を高め、組織全体の業務の効率化を実現する。
- ③ 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、必要な情報インフラの見直しについても検討を行う。また、職員の情報セキュリティに関するリスクマネジメント体制を強化し、ＩＣＴを利活用できる職員を育成する。

２．効果的・効率的な組織の運営

（１）各施設の役割・機能の明確化及び運営の改善

28施設の利用実態や機能、設備等の状況、人的資本の状況及び将来の利用予測等を踏まえながら各施設の役割・機能の見直しを行い、施設ごとに今後、果たしていくべき役割・機能を明確化し、各施設の効果的・効率的な運営を持続的かつ安定的に実現できるように努める。

また、業務実績について各施設の自己評価を行い、結果及び課題を取りまとめ、各施設の効率的な組織運営及び業務改善に反映させる。

（２）地域と連携した施設の管理運営

施設の管理運営や事業の企画・実施等に関し、多様な関係者の知見を活かし、よりよい管理運営を実現するため、地域の多様な人材発掘に努めるとともに、「運営協議会」の実効性を高める。

また、国土強靱化基本計画の対応については、地方公共団体や関係機関等と連携の上、各施設が「災害前における防災・減災教育拠点」、「災害時における災害対応補完拠点」、「災害後における心身の復興拠点」として広域防災補完拠点の機能を適切に果たせるように取り組む。

（３）施設の効率的な利用の促進等

青少年教育に関する業務に支障のない範囲内で、適切な受益者負担のもと、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の多様かつ効率的な利用を促進する。

宿泊室稼働率について、各施設において、地域の実情に即し、「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国28施設平均55%以上を確保する。

また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の4法人や関係機関等の施設を利用して研修等を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行うとともに、研修等のより効率的・効果的な実施に資するため当該4法人における連携について検討する。

3. 予算編成及び予算執行の適正化

運営費交付金の効果的かつ効率的な使用について、その適正さ及び適切性を確保するため、運営費交付金で実施する業務及び活動を明確化し、予算編成の適正化を図り、予算執行の適切かつ迅速な進捗管理を行う。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

機構の持続的かつ安定的な成長により、健全な青少年の育成に資することを目的に、将来を見据えた収支計画による経営を行う。

収入面に関しては、利用者数の増加及び利用者層の多様化を図る中で、適切な受益者負担（利用者に応じた施設使用料の設定や宿泊を伴わない日帰りの施設利用への適切な料金設定等）を実現することにより、事業収入については、対前年度比1%以上の増収を図る。また、積極的に外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。

支出面に関しては、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには配慮し、ナショナルセンターとしての機能を維持しつつ、業務の内容・プロセスの抜本的な見直し及びデジタル化の推進により、管理・運営業務の効率化を図るとともに、職員の人材育成の強化によって業務の生産性を高めること等により、固定経費の節減を図る。また、各施設の利用実態や機能・設備の状況等に応じて、施設の利用方法や運営方法を改善し、変動経費（水光熱費や燃料費等）や業務委託費等の削減を行うなど、施設経営の一層の最適化、経営効率の向上を実現する。

1. 予算

別紙1のとおり

2. 収支計画

別紙2のとおり

3. 資金計画

別紙3のとおり

Ⅳ 短期借入金の限度額

なし

V. 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画
なし

VI. 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画
なし

VII. 剰余金の使途
なし

VIII その他主務省で定める業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備に関する事項
別紙4のとおり

(1) 施設・設備に関するインフラ長寿命化計画を踏まえた施設整備5ヶ年計画に基づき、保守・管理を適切に行う。また、利用者の安心・安全な体験活動に必要な施設・設備の改善等を進める。

さらに、施設の利用実態や機能・設備等の状況及び将来の利用予測等を踏まえた施設・設備の最適な在り方について具体化する。

(2) 利用者のニーズやSDGsに関する利用者等の意識の変化等を踏まえ、特に幼児、高齢者、身体障害者等の配慮を必要とする利用者が安心安全かつ円滑に施設及びサービスを利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した適切な施設整備を進める。

(3) 自治体の防災機能を補完する広域防災補完拠点として適切かつ有効に機能させるため、ライフラインに必要な給排水設備、電源設備等の設備の整備を防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策に基づき推進する。

2. 人事に関する計画

(1) 社会課題の解決に向けた役割を果たすとともに、多様で優れた人材を戦略的に確保・育成するために「人事に関する基本方針」を適宜・迅速に見直し、一人一人の職員がおかれた環境に応じてその力を発揮できるような組織マネジメントや業務環境の実現に努める。当該方針に基づき、施設の利用実態や機能・設備等の状況及び将来の利用予測等を踏まえ、業務の質・量に応じた職員規模の適正化及び職員の戦略的かつ計画的な育成、職員の成長を目指した適正な配置と定期的な配置の見直しを行う。

(2) 人材の計画的な確保に関しては、職員規模の適正化及び職員の専門性の向上・強化等の観点等を踏まえながら、新規職員の計画的な採用及び、地方公共団体、教育委員会、国立大学法人等との人事交流や任期付任用、幹部職員の公募などの多様な方法により、意欲ある優秀な人材の計画的な確保に努める。

(3) 職員の人材育成に関する戦略的かつ体系的な育成方針を策定し、職員の専門性を高め、キャリアビジョン・キャリアパス、多様な働き方の実現に向けた支援を強化し、

職員のモチベーションを最大化する。特に、青少年教育のナショナルセンターとして実施すべき教育事業や研修支援等の事業戦略を効果的に展開する専門性を向上・強化する。具体的には、職員の企画、指導力、ＩＣＴ、ガバナンスやリスクマネジメント・安全管理、コンプライアンス、利用者対応、経営、財務、広報、管理職の適切なマネジメント力等に関する意識や知識、スキル等の向上・強化などを図るための研修を計画的に実施する。また、外部機関等が実施する研修も積極的に活用する。

- (４) 人事評価制度に基づき公正かつ公平な評価を実施し、評価結果を職員に適切にフィードバックするとともに、人材育成及び人材マネジメントに活用し職員の能力・資質の向上を図ることにより、職員のモチベーションを最大化する。

３．情報セキュリティについて

情報セキュリティ体制を強化し、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群や情報セキュリティを取り巻く状況の変化を踏まえ、情報セキュリティポリシー等の必要な見直しを行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組む。

４．内部統制の充実・強化

機構の業務やリスクに対するマネジメント、コンプライアンスの徹底に関する内部統制が効果的かつ効率的に機能し、適切なガバナンスを確保するため、機構の使命等が全役職員に浸透し、全役職員のモチベーションや使命感が向上・強化し、より良い組織風土・文化が醸成されるような体制整備を行い、その実効性については、職員の意識調査や内部監査によるモニタリング・検証等を通じて確認する。

なお、令和７年度は、４施設及び本部において内部監査を実施し、必要に応じて、業務ごとに本部担当部署に監査員を委嘱し、専門的な見地から監査を実施する。

５．中期目標期間を超える債務負担

なし

６．積立金の使途

なし

別紙 1

令和 7 年度予算

単位：百万円

区 別	次代を担う青少年の健全育成の推進	青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	青少年、青少年教育指導者等に対する支援	青少年教育関係団体との連携促進	青少年教育に関する調査研究	青少年教育団体が行う活動に対する助成	法人共通	合 計
収入								
運営費交付金	889	338	1,024	21	92	1,955	3,383	7,703
事業収入等	700	266	806	17	73	0	22	1,884
施設整備費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,589	605	1,830	38	165	1,955	3,405	9,587
支出								
業務経費	720	274	829	17	75	1,955	0	3,869
次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	720	0	0	0	0	0	0	720
青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	0	274	0	0	0	0	0	274
青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	0	0	829	0	0	0	0	829
青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	0	0	0	17	0	0	0	17
青少年教育に関する調査研究	0	0	0	0	75	0	0	75
青少年教育団体が行う活動に対する助成	0	0	0	0	0	1,955	0	1,955
一般管理費	870	331	1,002	21	90	0	3,405	5,718
人件費	870	331	1,002	21	90	0	2,016	4,329
管理運営経費	0	0	0	0	0	0	1,389	1,389
施設整備費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,589	605	1,830	38	165	1,955	3,405	9,587

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

別紙 2

令和 7 年度収支計画

単位：百万円

区 別	次代を担 う青少年 の自立に健 全育成の 推進	青少年教 育指導者 等の養成 及び資質 の向上	青少年、 青少年教 育指導者 等と対象 とする研 修に対す る支援	青少年教 育に関す る関係機 関・団体 等との連 携促進	青少年教 育に関す る調査研 究	青少年教 育団体が 行う活動 に対する 助成	法人共通	合 計
費用の部	1,689	643	1,946	40	175	1,976	3,751	10,220
経常費用	1,689	643	1,946	40	175	1,976	3,751	10,220
業務経費	1,642	624	1,890	39	170	1,971	0	6,337
一般管理費	0	0	0	0	0	0	3,692	3,692
減価償却費	48	18	55	1	5	5	58	191
収益の部	1,689	643	1,946	40	175	1,976	3,751	10,220
経常収益	1,689	643	1,946	40	175	1,976	3,751	10,220
運営費交付金収 益	889	338	1,024	21	92	1,955	3,383	7,703
事業収入等	700	266	806	17	73	0	22	1,884
施設費収益	0	0	0	0	0	0	0	0
賞与引当金見返 に係る収益	52	20	60	1	5	16	136	291
退職給付引当金 見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	152	152
資産見返運営費 交付金戻入	34	13	39	1	3	5	58	152
資産見返物品受 増額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返寄附金 戻入	14	5	17	0	1	0	0	39

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

別紙 3

令和 7 年度資金計画

単位：百万円

区 別	次代を担う青少年に向けた健全育成の推進	青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	青少年教育に関する調査研究	青少年教育団体が行う活動に対する助成	法人共通	合 計
資金支出	1,589	605	1,830	38	165	1,955	3,405	9,587
業務活動による支出	1,589	605	1,830	38	165	1,955	3,339	9,522
投資活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	65	65
翌年度への繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	1,589	605	1,830	38	165	1,955	3,405	9,587
業務活動による収入	1,589	605	1,830	38	165	1,955	3,405	9,587
運営費交付金による収入	889	338	1,024	21	92	1,955	3,383	7,703
事業収入等	700	266	806	17	73	0	22	1,884
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0
施設整備費補助金による収入	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

別紙 4

令和 7 年度 施設及び設備に関する計画

単位：百万円

区 別	予定額（百万円）	財源
該当なし	—	
計	—	

[注記] 金額は見込である。
 なお、上記のほか、業務実施状況や施設設備の老朽化度合を勘案し改修（更新）等が追加される見込みである。